

軽自動車税は、毎年4月1日現在で対象となる車両をお持ちの方に課税されます。
車両を所有しなくなったときや登録内容に変更があるときは、忘れずに手続きをお願いします。

1 対象となる軽自動車

原動機付自転車(原付バイク、電動キックボード等)、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)

2 納税義務者

納税義務者は、**4月1日に軽自動車等を所有している方です。**

4月2日以後に廃車や譲渡などをしても、月割ではなくその年度の税額の全額を納付していただきます。

3 年税額

車種によって異なります。

①原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の年税額

車種	区分	年税額
原動機付自転車 (特定小型原動機付 自転車)	外部電源により供給される電力を動力源とするもので、 次の全てに該当するもの ・定格出力0.6キロワット以下 ・長さ1.9メートル以下かつ幅0.6メートル以下 ・最高速度20キロメートル毎時以下 ・走行中に最高速度の設定を変更できない ・AT機構がとられている	2,000円
	総排気量が50cc以下のもの(ミニカーを除く。) 定格出力が0.6キロワット以下のもの	2,000円
原動機付自転車	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの 定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	2,000円
	総排気量が125cc以下かつ最高出力4.0キロワット 以下のもの(新基準原付)	2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの 定格出力が0.8キロワットを超え1.0キロワット以下のもの	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの(農耕トラクター等)	2,400円
	その他のもの(フォークリフト等)	5,900円
二輪の軽自動車	総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
	被けん引車	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

※ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20cc超50cc以下のもののうち、車室を備えるもの又は
輪距が50センチメートルを超えるものをいいます。

②三輪・四輪の軽自動車の年税額

車両を新車登録した年月によって税額が異なります。

新車登録した年月は、軽自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」の欄をご確認ください。

※初度検査年月…初めて車両番号の指定を受けた年月のこと

車種	平成27年3月31日までに新車登録した車両 (旧標準税額)	平成27年4月1日以後に新車登録した車両 (標準税額)	新車登録から13年を経過した車両 (重課税額)
4輪の軽自動車 乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
4輪の軽自動車 乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
4輪の軽自動車 貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
4輪の軽自動車 貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
3輪の軽自動車	3,100円	3,900円	4,600円

③軽課税額(グリーン化特例)

各燃費基準を達成した三輪・四輪の軽自動車については、新車登録年度の翌年度に限り軽課税額が適用されます。

車種		電気自動車 天然ガス自動車	ガソリン車・ハイブリッド車 令和12年度燃費基準90%達成	
四輪	乗用	自家用	2,700円	対象外
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物	自家用	1,300円	対象外
		営業用	1,000円	対象外
三輪		1,000円	2,000円 (乗用の営業用のみ)	

※軽課税額の対象となる天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車に限ります。

※軽課税額の対象となるガソリン車及びハイブリッド車は、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。

※令和8年度以降取得分の対象車種は「電気自動車／天然ガス自動車」に限ります。

4 納期限

納期限は、毎年5月31日です。

ただし、納期限が土曜日・日曜日・祝日等のときは翌日(平日)が納期限となります。

軽自動車税の納期限は毎年5月末日

5 手続場所

軽自動車等を取得・譲受等をした場合や所有者の氏名・住所を変更した場合は、その日から**15日以内**に申告を行ってください。

また、廃車・譲渡などをした場合は、その日から**30日以内**に申告を行ってください。

車両の登録や登録内容の変更手続の場所は、車種によって異なります。

車種	手続場所
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 (125cc以下のバイク) ・ミニカー ・小型特殊自動車 	刈谷市役所税務課 電話 0566-62-1205 ※手続に必要な物は、 「6 刈谷市役所での手続」をご覧ください。
<ul style="list-style-type: none"> ・軽二輪 ・二輪の小型自動車 (125cc超のバイク) 	中部運輸局愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2047 ※手続に必要なものは、上記にお問い合わせください。
<ul style="list-style-type: none"> ・三輪・四輪の軽自動車 ・被けん引車 	軽自動車検査協会 愛知主管事務所三河支所 電話 050-3816-1772 ※手続に必要なものは、上記にお問い合わせください。



刈谷市役所で手続ができるのは
「刈谷市ナンバー」



6 刈谷市役所での手続

刈谷市ナンバーがついた車両(原付バイク、ミニカー、小型特殊自動車等)の登録、名義変更、廃車の手続に必要なものは以下のとおりです。

※以下のものに加え、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)をご持参ください。

手続内容		必要なもの
登録	販売店から購入したとき	販売証明書
	市外から転入したとき (前の市区町村で廃車してない場合)	ナンバープレート 標識交付証明書
	市外から転入したとき (前の市区町村で廃車してある場合)	廃車証明書
名義変更	廃車済みの車両を譲り受けたとき	廃車証明書 譲渡証明書
	刈谷市のナンバープレートが付いた 車両を譲り受けたとき	標識交付証明書 譲渡証明書
	刈谷市以外の市区町村のナンバープレートが付いた車両を譲り受けたとき	ナンバープレート 標識交付証明書 譲渡証明書

手続内容		必要なもの
廃車	廃棄、譲渡または市外転出をするとき	ナンバープレート 標識交付証明書
	盗難に遭ったとき	標識交付証明書 盗難被害届の受理を証する書類
	ナンバープレートをき損または紛失したとき(ナンバープレートの再交付)	標識交付証明書 弁償金(150円)※故意又は過失がある場合 ナンバープレート(き損の場合のみ)

7 車検用納税証明書

すべての車両について、車検時の納税証明書の提示は原則不要です。

令和7年4月より軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)を通じて二輪の小型自動車の納付状況も確認できるようになり、三輪・四輪も含め、車検が必要なすべての車両について車検時の納税証明書の提示が原則不要となりました。

ただし、以下の場合は車検用納税証明書が必要となる場合があります。

- ・対象車両に未納がある場合(過年度のものを含む)
- ・軽自動車税を納付したばかりの場合(納付方法によっては、軽自動車検査協会または運輸局で納付情報の確認ができるようになるまでに2週間程度かかる場合があります。)
- ・4月2日以降に名義変更の手続をした場合

8 減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方で、一定の要件を満たしている場合は、納期限までに申請することで、軽自動車税全額減免を受けることができます。

対象となる等級は障害の区分により異なるため、詳しくは下記のページをご覧ください。

<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/zeikin/keijidosha/1003184.html>

9 よくある質問

Q 4月2日に車両を手放しましたが、税金を支払う必要がありますか？

A 軽自動車税は4月1日に所有している方に課税されます。4月2日以降に車両を所有しなくなった場合でも、全額お支払いいただく必要があります。

Q 原付バイクにはもう乗らないので、税金だけ止めたいのですが？

A 軽自動車税は、原付バイクや軽自動車を所有していることに対して課される税金です。乗らなくても、壊れている場合でも、4月1日現在所有している方に税金がかかります。

Q 年度途中で廃車した場合、税金の一部返金はありますか？

A 自動車税と異なり、軽自動車税には月割額の還付はありません。

Q 納税通知書はいつ頃届きますか？

A 例年5月中旬に発送しております。

Q 原付バイクを人に譲ったのに納税通知書が届いたのですが？

A 廃車申告(名義変更)の手続が済んでいないか、4月2日以降に手続された可能性があります。まずはその業者(譲った人)に確認してください。

Q 昨年度より税金が高くなっているのですが？

A 以下のいずれかが考えられます。

- ・新車の新規登録から13年が経過した車両ではありませんか。車検証の初度検査年月の欄をご確認ください。初度検査年月から13年が経過すると、重課税額が適用されます。
- ・昨年度はグリーン化特例(軽課)の対象ではありませんでしたか。対象車両の場合、新車の新規登録の翌年度のみ、軽自動車税が通常より低い税率となります。

Q 初度検査年月は車検証のどこに記載されていますか？

A 電子車検証の場合は、以下のとおりです。

見 本

自動車検査証 軽自動車検査協会

車 両 番 号	初度検査年月	自動車の種別	用 途	自家用・事業用の別
三河 580 あ 〇〇〇〇	▲▲ 〇年 〇月 〇日	軽自動車	乗用	自家用
〇〇〇〇		箱型		燃料の種類
ABC-1234567	「初度検査年月は」自動車検査証(車検証)のこの欄を確認してください。		ガソリン	
DBA-ABC	DEF			440 kg
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ

Q キャッシュレスで納付しました。領収書は発行されますか？

A キャッシュレスで納付した場合、領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、納税通知書裏面に記載のある金融機関、コンビニエンスストア、市役所、富士松支所で納付してください。

Q 車検用納税証明書はいつ頃届きますか？

A 令和8年度からは納税証明書(継続検査用)の送付を廃止します。

Q 軽JNKSとは何ですか？

A 軽JNKS(ジェンクス)とは、軽自動車税の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会または運輸局がオンラインで確認できるシステムです。車検時の納税証明書の提示が原則不要になります。

詳細については、以下の地方税共同機構のホームページをご覧ください。

<https://www.lta.go.jp/jidousya/>

Q 軽自動車税環境性能割はいつ支払うのですか？

A 令和8年度から軽自動車税環境性能割は廃止されました。